

市有地処分審査会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政財産の用途廃止に伴い引継ぎを受けた普通財産及び財務部資産管理課所管普通財産（以下「市有地」という。）について、公共施設等総合管理計画推進会議等において全市的な視点からの検討を行った後、多目的活用や民間への売却など、処分方法の最適化を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、市有地処分審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 審査会は、市有地に関する処分方法、契約条件、処分価格等について審査を行う。

ただし、普通財産の貸付けに関する要綱第3条第1項各号又は普通財産の売却処分に関する要綱第4条第1項第4号（事業用地等の取得に伴う補償対象者に支払う損失補償金の額の範囲を超えるものを除く。）から第8号に規定されている場合については、審査会の審査から除くものとする。

(組織)

第4条 審査会は、委員長及び若干の委員で組織する。

2 委員長は、市長をもってこれに充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者とする。

市長、副市長、財務部長、都市経営部長、都市活力部長、環境部長、都市計画推進部長、都市基盤部長

4 委員長が必要であると認める場合は、別に委員を置くことができる。

(委員長)

第5条 委員長は、会務を総括する。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは副市長事務分担規則（昭和49年10月1日豊中市規則第42号）に規定された財務部を事務分担とする副市長がその職務を代理する。

(審査会)

第6条 審査会は、委員長が必要に応じ招集し、自らその議長となる。

2 審査会は、委員の半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面開催)

第7条 議長は審査会の招集を行わず書面により委員の意見を求めることで前条の審査会に代えることができる。

(幹事会及び作業部会)

第8条 審査会に幹事会及び作業部会を組織する。

(資料の提出等の要求)

第9条 審査会は、その所掌事務を遂行するため、必要があるときは関係職員に対し、出席を求め、意見説明等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第10条 審査会・幹事会・作業部会の事務局は、財務部資産管理課に置く。

2 事務局長は、財務部資産管理課長とする。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。